

下 総 第 9 2 7 号  
令和7年(2025年)7月1日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 戸 澤 昭 夫 様  
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和6年(2024年)4月23日付け監査報告第10号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

なお、上下水道局総務課及び上下水道局お客さまサービス課につきましては、令和7年(2025年)5月15日付け下総第540号にて通知済みであることを申し添えます。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 ボートレース事業課 〕

### 〔指摘事項〕

- (1) ボートレース下関の施設内における物件の使用料を分納することについて、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。
- ア 分納を認めることについて、書面による意思決定を行っていないかった。
- イ 下関市ボートレース企業局会計規程（以下「会計規程」という。）第18条第2項の規定による分納を認めた旨を納入通知書により相手方に通知していないかった。

#### （改善措置状況）

令和6年度より、分納を認める場合には、書面による意思決定を行ったうえで、分納を認めた旨を納入通知書により相手方へ通知するよう、事務処理を改めました。

### 〔指摘事項〕

- (2) ボートレース下関内で業として予想又は両替を行うことの許可について、許可を受けようとする者からボートレース下関内において予想又は両替を業とする者に関する規程第2条の営業許可申請書及び行政財産使用許可申請書が提出されており、営業の許可に係る同規程第3条第1項の営業の許可は書面で行っているが、行政財産の使用許可に係る会計規程第59条の2第6項の行政財産使用許可書を交付していないかった。会計規程に基づき、適正に事務処理されたい。

#### （改善措置状況）

令和6年度より、営業の許可に係る書面の交付とは別に、行政財産の使用についても使用許可書を交付するよう、事務処理を改めました。

### 〔指摘事項〕

- (3) 下関市ボートレース企業局職員就業規則第22条第2項で「管理者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を、勤務時間の途中に置かなければならない」と規定されているが、職員が週休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令において、休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

(改善措置状況)

勤務時間及び休憩時間を適正に管理できるよう、令和4年1月分から既に時間外勤務等命令簿の様式を改めたところですが、今回の指摘を受け、当局職員に対し、労働関係法令の遵守及び職員の健康管理の観点から休憩時間の適正取得の徹底について指導を行った。また、時間外勤務申請の決裁過程における決裁者が、関係法令等に基づく適正な勤務時間であることを確実に確認することを徹底しています。

以上